USPTO、AIの支援を受けた発明の発明者適格に関するガイダンスを改定

2025年11月28日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、11月28日付官報[1]で、AIの支援を受けた発明の発明者適格に関するガイダンスを改定する旨公表した。これにより2024年2月発行の同ガイダンス[2]は取り消され、今般公表された改定版に置き換わることとなる。

2024年のガイダンスでは、発明プロセスにおける自然人の貢献をPannuファクター[3]で評価し、発明者適格性を判断することとされていた。しかしながら、本ファクターは自然人間の共同発明者性の評価に用いられるべきものであり、自然人ではないAIの支援を受けた発明の発明者適格性の判断に用いることは不適当であるとして、USPTOは同ガイダンスを撤回した。

USPTOは、改定後のガイダンスについて、連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）がAIの発明者適格性を否定し自然人のみが発明者になれる旨判示したことも踏まえ、AIの支援の有無によらず、自然人が発明を「着想」したか否かを発明者適格性の評価において重視すると説明している。

今般公表された改定版ガイダンスの主な内容は以下のとおりである。

- 出願書類に発明者（共同発明者を含む）として記載できるのは自然人名のみであり、AIなどの名称が記載された場合には拒絶の対象となる。
- 生成AIを含むAIシステムは、自然人が用いる道具に過ぎず、実験用具、コンピュータソフトウェアなど発明プロセスに通常用いられる他の補助的ツールと変わらない。
- AIの支援があった場合でも、一般的な発明者適格性の判断と同様に、自然人が発明を着想したといえるか否かにより判断される。
- 複数の自然人がAIの支援を受けて発明した場合、上述のPannuファクターを用いて共同発明者性を判断するが、AIの支援の有無は影響しない。

なお、優先権主張の基礎となる米国外での出願の発明者がAI名のみである場合、優先権主張を伴う出願とその基礎出願とで発明者の同一性が求められるため、米国において優先権は認められない。

また、本改定版ガイダンスは、意匠（デザイン特許）や植物特許についても同様に適用される。

（以上）

---

[1] Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions (Nov.28, 2025)

[2] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2024/20240213.pdf

[3] (1)発明の着想や実用化に何らかの重要な形で貢献すること、(2)貢献が発明全体と比較した場合に不十分でないこと、(3)発明者によく知られた概念や技術の現状を単に説明する以上の貢献をすること。